2010/11/13 09:38

水戸市議の農地転用問題で政倫審、条例違反なしと判断／茨城

松本勝久・水戸市議（70）が、所有する農地の転用手続きをせずに30年近くビル敷地などに利用していた問題で、市議会政治倫理審査会が9日までに、政治倫理条例違反は認められなかったとする調査結果を同市議会議長に報告したことが明らかになった。

この問題を巡り、谷萩陽一弁護士らが8月、同議会に調査請求を行っていたが、報告書によると、審査会の調査に対して松本市議は、ビルを所有する法人が行った行為で土地転用について「知らなかった」と回答しているが、審査会は法人は松本市議が取締役を務める法人であり、「知っていたか容易に知りうる立場にあった」と認定した。

しかし、調査請求後に「畑」から「宅地」への地目変更が登記されていることなどから、条例違反とはいえないとしたという。

（編注：急いで変更したからOKになっただけで、元々は違反していた）

| トラックバック(0) | 上茨城県 |